

丸亀市立中央図書館の開館時間等の変更について

1. 現状

(1) 開館時間

○図書館の開館時間は、決裁運用により以下のとおりとしている。

施設名	開館	閉館	備考
中央図書館	午前 10 : 00	午後 6 時 ↓ <u>午後 8 時</u>	・土、日の閉館は、条例どおり午後 5 時 ・それ以外の日の閉館は、条例上は午後 6 時
綾歌図書館	<u>午前 9 : 30</u> ↑ 午前 10 : 00	午後 6 時	〃
飯山図書館	<u>午前 9 : 30</u> ↑ 午前 10 : 00	午後 6 時	〃

○窓口業務の委託を開始する際にサービス向上を図るため、綾歌図書館は平成 24 年度から、飯山図書館は平成 22 年度から開館時間を早めている。

(2) 休館日

○条例において市立図書館は、月曜日のほか土、日曜日以外の国民の祝日などを休館日としている。

○当該休館日についても、館長が特に必要があると認めるときは開館することができることとしており、決裁運用により令和 2 年度より丸亀市立小中学校等の夏季休業日(7月 21 日～8月 31 日までの日)の期間においては、休館せず全日開館している。

2. 変更対応

(1) 開館時間

○中央図書館の開館の時間についても以下のとおり繰り上げた上、現状に合わせた開館時間となるよう条例改正いたしたい。

○市立図書館 3 館の開館時間の統一による利用者の利便性、わかりやすさの向上を図る。

施設名	開館	閉館	備考
中央図書館	<u>午前 9 : 30</u> ↑ 午前 10 : 00	午後 6 時 ↓ <u>午後 8 時</u>	・土、日の閉館は、午後 5 時 (変更なし) ・ <u>夏季休業日の期間における祝日開館の閉館は、午後 5 時に条例改正を行う。</u> ・それ以外の日の閉館は、 <u>午後 8 時に条例改正を行う。</u>
綾歌図書館	<u>午前 9 : 30</u> ↑ 午前 10 : 00	午後 6 時	・土、日の閉館は、午後 5 時 (変更なし) ・ <u>夏季休業日の期間における祝日開館の閉館は、午後 5 時に条例改正を行う。</u> ・それ以外の日の閉館は、午後 6 時 (変更なし)
飯山図書館	<u>午前 9 : 30</u> ↑	午後 6 時	〃

	午前 10 : 00		
--	------------	--	--

(2) 休館日

- 現在、決裁運用により開館している夏季休業日（7月21日～8月31日までの日）の休館日（第2、第4月曜日、月末休館日、山の日8月11日）について、条例改正し当該期間を休館日から除くことといたしたい。
- これまでの3年間の運用開館により、一定の利用促進につながっており、また生徒、学生の図書館への誘導にもつながるため。

3. 上記に伴う影響等

- 条例改正については令和5年3月定例会において提案し、変更内容については令和5年4月1日からの施行といたしたい。